

マイナ保険証のご利用をお願いします

○マイナ保険証の利用登録手続きはお済ですか？

◆マイナ保険証の利用メリット

- ①データに基づくより良い医療が受けられる
 - ②限度額適用認定証の手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される
 - ③救急現場で搬送中の適切な応急処置や搬送先の選定などに活用される
 - ④マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる
 - ⑤医療現場で働く人の負担を軽減できる
- など

マイナ保険証への切り替えをしていない方は、マイナンバーカードの健康保険証利用登録手続きをお願いします。(右QRコード参照)

マイナ保険証の
利用申し込み



マイナ保険証の
利用について



○マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れにご注意ください

◆電子証明書の有効期限は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までです。

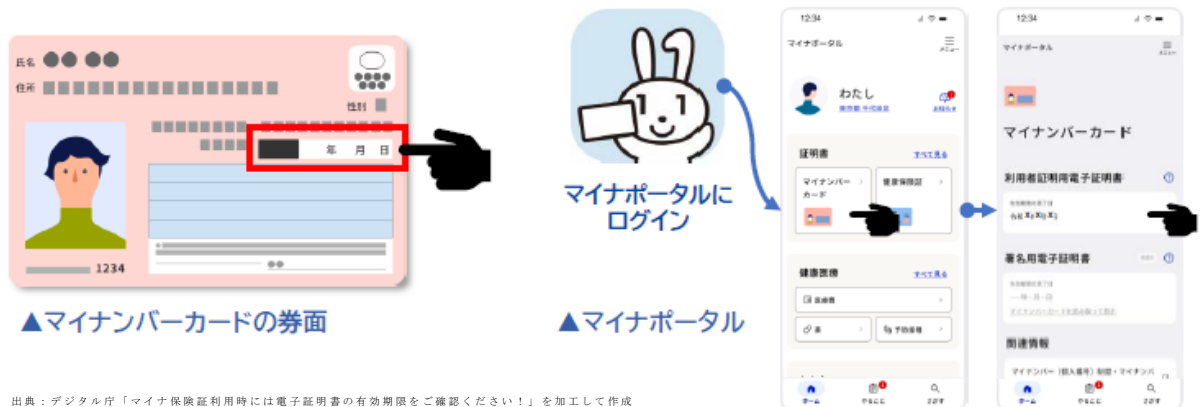
◆マイナンバーカードそのものの有効期限は、発行日から10回目の誕生日までです。

(未成年は5回目)

有効期限は、マイナンバーカードの券面やマイナポータルにて確認することができます。

電子証明書の有効期限を確認するには？

マイナンバーカードの券面(左下図の赤枠部分)に記載されています。
記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。



◆有効期限の3か月前から更新ができます

該当する方は早めにお住まいの市区町村窓口で更新手続きをお願いします。

- ・有効期限の2～3か月前を目途に「有効期限通知書(封書)」が届きます。
- ・有効期限の3か月前から医療機関等でマイナ保険証を利用される際に顔認証付きカードリーダーで更新アラートが表示されます。

※ 有効期限が切れてから3か月間は引き続きマイナ保険証での受診ができます。

※ 万一、電子証明書の有効期限が切れてもお住まいの市区町村窓口で手続きを行うことで再発行されます。